

[事案 2022-77] 新契約無効請求

・令和5年3月15日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不十分を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和2年3月に契約した就業不能保険について、給付金の支払事由として入院が必要となることについての説明が不十分であったことから、契約を無効とし既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)就業不能保険における給付金の支払事由として、入院は必須とされておらず、必ずしも入院が要件とされているわけではないという申立人の認識に誤りはない。
- (2)募集人は、契約締結時に設計書等を用いて契約内容を正しく説明している。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況を確認するため、申立人配偶者および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の説明が不十分であったとは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。